

# 宇治労政ニュース

～宇治市中小企業低利融資制度（マル宇）・日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金制度（マル経）を利用されている方へ～

## ★ ★ ★ 利子補給申請を受け付けています ★ ★ ★

市では、中小企業の経営の安定を図るため、下表の融資制度を利用した方に対して、前年に支払った利子の補給を行います。該当する方にはあらかじめ申請書を送付しています。

**令和3年2月5日（金）まで（必着）**に産業振興課へ申請してください。

また、該当すると思われる方で、申請書が届いていない場合は産業振興課までご連絡ください。ただし、令和2年11月から12月に借入された方は、1月下旬の発送となります。

### 対象者

下表の融資制度による融資を受け、令和2年1月～令和2年12月中に利子の支払いがあり、令和3年1月1日現在において市内に引き続き1年以上住所（法人は本店・支店所在地）のある、市税に滞納のない中小企業者

### 各融資制度の利子補給額と補償対象期間

融資制度	融資実行日等	利子補給額	補給期間
＜マル宇＞ 宇治市中小企業低利融資	融資実行日が平成30年 1月1日以降	融資利率1.4%のうち 1.4%相当額	24ヶ月間
	融資実行日が令和2年4 月1日以降	融資利率1.3%のうち 1.3%相当額	
＜マル経＞ 日本政策金融公庫 小規模 事業者経営改善資金	融資実行日が平成29年 1月1日以降	1.4%相当額	36ヶ月間

＜お問い合わせ先＞  
宇治市産業振興課  
0774-39-9621

# 改正女性活躍推進法が施行されます！

## ～ 労働者が 101 人以上の事業主の皆さまへ～

令和 4 年 4 月 1 日から、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主から 101 人以上の事業主に拡大されます。

常時雇用する労働者 101 人以上 300 人以下の事業主の方は、施行日までに、以下の行動計画の策定・届出および情報公表のための準備を行ってください。

### 1. 一般事業主行動計画の策定・届出

#### <ステップ 1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目(必ず把握すべき項目)を用いて把握してください。把握した状況から自社の課題を分析してください。(計画の様式や策定方法等の詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されています。)

##### 基礎項目

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

注 1 (区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。



#### <ステップ 2> 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ 1 を踏まえて、(a) 計画期間、(b) 1 つ以上の数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、従業員に周知するとともに、外部へ公表をしてください。

#### <ステップ 3> 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。(電子申請、郵送、持参)

#### <ステップ 4> 取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

## 2. 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から **1 項目以上** 選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

### 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

### 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率(区)
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
- ・有給休暇取得率
- ・有給休暇取得率(区)

注1「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

注2「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。

- ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- ・労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

女性活躍推進法の詳細は、

厚生労働省ホームページ ([女性活躍推進法特集ページ](#)) をご覧ください。

また、厚生労働省が運営している「[女性の活躍推進企業データベース](#)」もご活用ください。

【問】宇治市男女共同参画課

TEL : 0774-39-9377



## = 事業主の皆さまへ =

就職氷河期世代の積極的な採用を考えている事業主の皆さまへ

さまざまな方法で  
就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の  
募集や採用が可能になりました

- ✓ 労働者の募集・採用の際に、原則として、年齢制限を禁止していますが、例外事由の一つとして新たに**就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の不安定就労者・無業者に限定した募集・採用が可能**になりました！
  - ・ 不安定な就労をされている方や仕事をしていない方が対象になります。
  - ・ 期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人条件にしない場合に限りです。
- ✓ ハローワークを通じた募集や採用に加え、**ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能**となりました。
  - ・ ハローワークにも同じ内容の求人を出してください。
  - ・ 令和5年3月31日までの措置になります。

※ご不明な点については、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021228政01



宇治労政ニュースのメール配信ご希望の方は、  
産業振興課までご連絡ください！！

発行 宇治市産業振興課  
宇治市宇治琵琶 45 - 13  
TEL : 0774-39-9621 (直通)  
E-mail : sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp